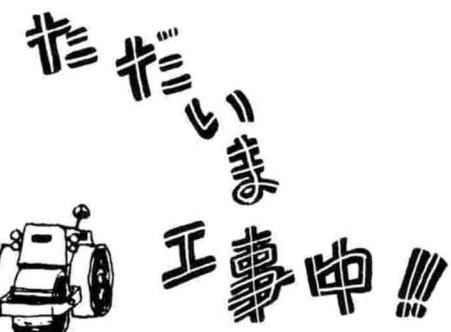


村政懇談会



入学通知書 届きましたか

この四月新しく小学校へ入学されるお子さんの入学通知書を嘱託員を通じて各家庭に配付しました。TEL・六二〇〇三教育委員会・学校教育係、また、中学校へ入学されるお子さんは、各小学校へお渡しました。



場所	工事名	工事費	工事業者	完了予定日
中野東	中央都市下水路改良(第7次)	万円 3,630	株 松井組	54.3.25
大沼	道路改良	602	新興建設株	54.3.19
灰島	道路改良	935	株 佐藤組	54.3.19
横野	道路維持工事	45	室 橋組	54.2.10
灰島	道路維持工事	198	松井木材建設	54.3.12

ひざを交えての話し合い

村政懇談会

『村民のみなさんと直接ひざを交え、生の声をお聞きしたい。』
そして、それらを行政に反映させよう』…とする「村政懇談会」が前期・後期に分け、十一日間、名学区の公民館や農協を会場に開かれました。
話題は、窓口事務から村の長期構想まで幅広く意見・要望が出されました。とくに共通の話題としては、六・一六水害、道路問題及び除雪問題、米の生産調整、そして公民館及び冬期間の小学校の通学問題など生活に結びついた話題に集中しました。
その主な内容について、今回は先月号に引き続いて、検討を加えなければならない問題について、検討を加えた結果について紹介します。

消 防

初期火災には 家庭用消火器を

——三沼地区の刈谷田川堤防復旧工事で、現在ある工事用の坂を将来消防用（緊急用）として存続できないか。
■三条土木事務所では、差し支えないということですが、刈谷田川の平常時の水位では消防車（ポンプ）の給水管の関係で、消防活動が無理ですご了承ください。

——大口部落の消防ポンプ小屋は、現在、国道の西側にあるが、東側にも新設してもらいたい。
■将来の近代消防施設整備の中で研究します。

——初期火災には、家庭用消火器を持参してください。

■使用した場合は、各分団で消防液のつめかえをします。



上通小学校に野球のバッケンツトの新設をお願いしたい。
五十四年度予算で設置します。

いる所を利用させてもらう。
中条学区の場合、降雪になると部落内にスクールバスが入らないので、バイパスの定期バスの停留所を利用する予定で研究しています。
■給食費の問題もありますので早急にアンケート調査をしたうえで検討します。
■給食費の問題もありますので助成は考えていません。

学 校

米飯給食を もつと

——スクールバスの待合所の建設をお願いしたい。また、部落で建設した場合助成してもらいたい。
■上通学区の場合、現在使用している

上通小学校に野球のバッケンツトの新設をお願いしたい。
五十四年度予算で設置します。

土 木

防犯灯の 設置を

——杉之森から中之島中央小への通学路（農道）を舗装してほしい。
■二～三年充分検討してから考えます。

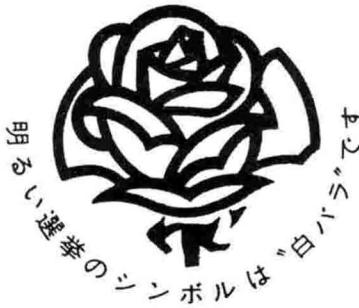
三沼のシンボル 「ケヤキ」の木 専門家の診断を

——保育所にもブール（水あそび場）の設置してもらいたい。
■二～三年充分検討してから考えます。
——三沼部落のシンボルでもある旧校地内にある「ケヤキ」の木が元気がないので専門家の診断をお願いする。
■農業改良普及所の園芸技師から診断してもらうようお願いします。

——広報なかのしまに村議会の内容を掲載してもらいたい。

■昭和五十四年三月議会から一般質問を掲載するようになります。

そ の 他



日頃から心がけようされいな選挙
（7）
今年は統一
（6）

今年は統一

▼選挙運動のために発表するには「選挙用ハガキ」だけに限られます。

文書等

村議会議員選挙
4月22日

その他の

だれでもできる
選挙運動

演説会等

▼青年団・婦人会などが候補者を集め立会演説会を開くことはできません。

るまつてはいけません。ただし、お茶やお茶うけ程度のものであればさしつかえありません。また、運動員等についても一定の制限のものに、弁当を提供することができます。

⑥通行人を選挙事務所に呼び入れて酒などふるまうことの禁止。

⑦選挙運動のために気勢を張る行為の禁止。（選挙人の耳目を集めるために自動車を連ねたり、隊伍を組んで往来したりすることは禁止。

⑧選挙運動用ハガキを差し出すことはできます。

⑨電話をかけることはできます。

電話を使って投票を頼むことについては何の制限もありません。（相手から電話をかけて迷惑にならないようになります。）

⑩個々直接で投票依頼をすることはできません。

道などで知人に偶然会ったり、汽車やバスの中で知人に会った時に投票の依頼することができます。

地方選挙

これだけは知つておこう

日頃から心がけようされいな選挙

町村選挙の知識

（7）協力をお願いします。

今年は、統一地方選挙の年です。

明るく、住みよい社会をつくるには、

明るく、正しい、きれいな選挙が行われ

ることが必要です。このためには、有権

者ひとりひとりが自分自身の自由な意思

によつて代表を選ぶという選挙に対する

正しい認識と理解が肝要です。

このような選挙を実現するには、候補

者等が選挙法を遵守することが必要なわ

けですが、選挙人ひとりひとりも選挙法

を知り、選挙違反をなくすとともに、主

権者としての自覚を高め、正しい判断と

行動ができるよう政治意識の向上に努め

なければなりません。その具体的な内容

を紹介しますので、明るい選挙の推進に

寄付の禁止

▼花輪・祝儀等の寄附は禁止。

候補者等が、選挙区内の者に対して行

う寄附は選挙に関する否を問わず特定

の場合を除いて一切禁止されています。

（親族の場合を除く）

「贈らない・求めない・受けとらない」という、いわゆる「三ない運動」が展開されています。

運動の期間

▼立候補の届出前に選挙運動をすると違

反になります。

立候補届出前の選挙運動は「事前運動」

として禁止されています。

選挙が終つても、当選や落選のあいさ

つをするために戸別訪問をしたり、新聞

等に「当選御礼」などの広告を出したり、

当選祝賀会等を開催することも禁止され

ています。

①立候補予定者が立候補届出前に個々の選挙人に面接して「よろしく頼む」と。

選挙が終つても、当選や落選のあいさ

つをするために戸別訪問をしたり、新聞

等に「当選御礼」などの広告を出したり、

当選祝賀会等を開催することも禁止され

ています。

②「〇〇先生を囲む会」などの名目で選挙にはよろしく頼むなどと演説すること。

選挙が終つても、当選や落選のあいさ

つをするために戸別訪問をしたり、新聞

等に「当選御礼」などの広告を出したり、

当選祝賀会等を開催することも禁止され

ています。

③立候補予定者が立候補届出前に個々の選挙人に面接して「よろしく頼む」と。

選挙が終つても、当選や落選のあいさ

つをするために戸別訪問をしたり、新聞

等に「当選御礼」などの広告を出したり、

当選祝賀会等を開催することも禁止され

ています。

選挙が終つても、当選や落選のあいさ

つをするために戸別訪問をしたり、新聞

等に「当選御礼」などの広告を出したり、

当選祝賀会等を開催することも禁止され

ています。

- 贈ること（求めること）が禁止される事例
 - ①開店祝・落成式などに花輪を贈ること。
 - ②町内会や老人会などの集まりにお金を寄付したり、食事やお酒を届けること。
 - ③お中元やお歳暮を贈ること。
 - ④お祭の時にお金を寄付したり、酒などを届けること。



もうすぐ野良仕事が：

2月1日、2日
村公民館で
農耕用軽油免税証
の出張交付

三条財務事務所では、つきの日程で免税証の出張交付を実施します。この機会に手続きを一。

● 日 程

2月1日(木)
午前=中之島・上通学区
午後=中通・中野学区

2月2日(金)
午前=中 条・西所学区
午後=信 条・三沼学区
●時 間……いずれも午前10時から午後3時まで

- 会場……中之
- もって来るもの

1. 軽油申請の方法

 - ①免税軽油使用者証。
 - ②耕作面積証明書（税務課から早めにもらってきてください）。
 - ③申請者の印かん（共同の場合は全員の印かんが必要）
 - ④軽油を購入する販売店を決めてくること。
▷使用者証の有効期間が切れても機械の変更がなければ、期間の延長ができますので、使用者証を必ず持参ください。

2. 新規申請の方

- ①機械の所有証明書（税務課）未登録の場合
は販売業者の証明書。
②その他は継続申請の②③④に準じます。

3. 機械を変更した場合

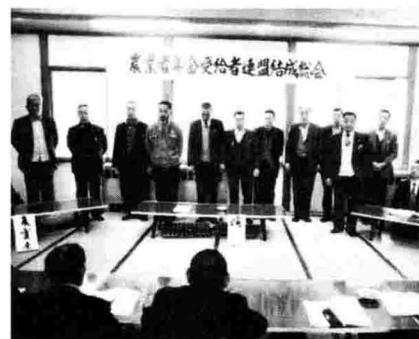
- ①新規申請に準じます。
4. 共同使用者に異動があった場合
継続申請に準じます。(変更申請書を提出)

◎当日会場に来られない人は、そ

この会社は、平成15年4月1日、三条税務事務所に三条財務事務所“間税係”で免税事務を行っています。

※その他、免税証の取り扱いについて不明な点は、同財務事務所または役場税務課へおたずねください。

経営の若返りを主体として、農



農業者年金受給者連盟結成

事業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的に制定されましたが、今日における経済状況は、年金受給金額をもって老後の生活安定を図るための年金額には不十分であるため、物価と対応するスライドアップなどの改善を受給者の力で解決の方向に導くよう年金受給者はその志しを同じくする者同志が集まり、さる十二月二十日に結成総会が開かれ、会長には高木三郎氏、副会長には塙入金作氏を選び、今後の事業計画などを承認しました。

- 「漏電しや断器」を取り付けましょう!!
- 推進運動期間
一月五日～二月二十八日
- 期間中にお申し込みの際は特別価格にて施工致します。



「五回以上の献血者を表彰します。」と広報十一月号でお知らせしたところ七十名もの方々から申請があり、大変喜んでおります。

献血もみなさんのご理解とご協力により献血者も年々増えておりますが、血液の需要は、交通事故などの大量の輸血を必要とするもののが増加によって年十パー セントぐらいずつ増えていますので、まだまだ足りません。

なお一層のご協力を願いし

年金の支払いは、毎年みなさんの生存などを確認したうえで行われています。

みなさんが、年金を引き続いて受けるために、年一回生存していることの証明を提出しなければなりません。

これを現況届（国民年金受給権者現況届）といいます。

現況届の用紙（ハガキ）は一月十五日ごろまでに受給者あてに直接郵送されます。

受給者のみなさんは、その用紙に住所・氏名を記入のうえ、押印し、村長の証明を受けて一月十五日までに必ず投函してください。

なお、現況届が期限までに提出されないと、



税務コナー
還付の申告は
お早目に

昭和五十三年分の所得税の確定申告と納税は二月十六日から三月十五日までとなっていますが、税金の還付を受けるための申告書は二月十五日以前でも受付けております。早く申告すれば、税金の還付も早く受けられます。

税金が還付される人は……

- ①住宅を新築したり、新築住宅を買った人。
- ②病気などのため、多額の医療費を支払った人。
- ③災害や盗難にあって損害を受けた人。
- ④五十三年の中途で退職し、年末調整を受けなかつた人。

⑤源泉徴収された原稿料や、配当などの収入が少額で、その他の所得も少ない人。

⑥予定納税のある人で、確定申告の必要がなくなつた人。

……などですが、それぞれについて、必要な条件がありますからご注意ください。

なお、還付金は最寄りの郵便局で受取ることになつていますが、金額が三万円以上のときは銀行などの預金口座に振込んでもらうこともあります。